平成２９年（フ）第３０３号
佐賀市多布施４丁目20番19号
債務者　深川　　誠
1　決定年月日時　平成30年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第２７号
佐賀県多久市北多久町大字小侍784番地２
ビオス北多久　202号
債務者　廣渡　　勉
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第３６号
佐賀市鍋島町大字八戸溝203番地１　鍋島グリーンハイツＢ棟201
債務者　北村美希子（旧姓泉）
1　決定年月日時　平成30年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１２号
佐賀県杵島郡白石町大字福田1459番地６　コーポラス白石101号、前住所佐賀県杵島郡白石町大字福吉1852番地９　サンコーポ白石Ｂ―22号
債務者　カラオケＢａｒ　Ｒｉｃｏ　Ｒｉｃｏ　こと　中島　　愛（旧姓川崎）
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成３０年（フ）第３号
熊本県八代市大福寺町731番地１、前住所佐賀県武雄市北方町大字大崎2051番地81
債務者　木室　利満
1　決定年月日時　平成30年３月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成３０年（フ）第３号
沖縄県糸満市字照屋1506番地の９　ｌａ　ｃａｓａ　ａｎｓｈｉｎ　202号
債務者　島当　裕己
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第２６号
沖縄県那覇市字栄原３丁目13番27号　201
債務者　島袋　　誠
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第２４３号
神奈川県横須賀市林４丁目454番地　レオパレスナガノ101
債務者　鬼塚　高子（旧姓犬塚）
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成３０年（フ）第１７号
神奈川県横須賀市大津町５丁目18番15号
債務者　山田　涼子
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成３０年（フ）第１２号
（住民票上の住所）京都府宇治市小倉町神楽田21番地の１　グランドビルフナトラ605号
債務者　高橋　健太
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成３０年（フ）第１５号
広島県福山市瀬戸町大字地頭分83番地　６－２、前住所広島県神石郡神石高原町父木野2963番地１
債務者　矢野　美里（旧姓原田）
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成３０年（フ）第２６号
広島県福山市春日町７丁目25番２号
債務者　市川　　徳
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成３０年（フ）第１５号
神奈川県逗子市沼間１丁目20番Ａ―15号、住民票上の住所神奈川県横浜市栄区小菅ケ谷１丁目20番１号
債務者　野田　　翔
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成３０年（フ）第５９号
神奈川県愛甲郡愛川町中津5709番地の４、前住所神奈川県愛甲郡愛川町中津1733番地の１　グランモアＡ―102
債務者　村岡　　唯（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第４号
神戸市灘区摩耶海岸通２－３　ＨＡＴ神戸・灘の浜第11号棟第504号室、住民票上の住所神戸市中央区港島中町３丁目１番地　ポートアイランド住宅46号棟208号室
債務者　長原　祐二
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部